

東京スキーマスターズ規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、東京スキーマスターズと称する。

(目的)

第2条 本会は、満30歳以上の競技スキーを楽しむ人たちの会で、スポーツマンシップと安全を重んじ、会員相互ならびに関係諸団体との親睦と、スキー技術の研究、普及発展をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、本会は次の事業を行う。

- (1) スキー技術向上のための競技会及び講習会などの開催
- (2) 会員相互の親睦をはかる会の開催
- (3) その他目的遂行のために必要な事業

第2章 会 則

(会員)

第4条 本会は、本会の主旨に賛同した財団法人東京都スキー連盟に登録した者、及び特に会長と理事会が推薦した者を理事会が入会を承認し、総会に報告する。

(入会)

第5条 本会に入会しようとする者は、会員の紹介を必要とするほか、次の手続を経た上、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 所定の申込書に氏名、住所、生年月日、所属クラブ、スキー歴等を明記し、会長宛てに申し込むこと。
- (2) 所定の入会金を納入すること。
- (3) 当該年度の会費を納入すること。ただし、5月1日より8月31日までに入会した者については、その年度の会費を免除する。

(退会)

第6条 本会を退会しようとする者は、退会の理由を明らかにして、会長に申し出なければならない。

- 2 退会者が再入会しようとする時は、理事会の決定によって再入会できる。

第3章 総 会

第7条 総会は、本会の最高議決機関であって、定期総会を年1回、10月に開催する他、必要がある時は、会長は随時総会を召集することができる。

2 会員の3分の1以上から請求があった時は、会長は総会を招集しなければならない。

第8条 総会の付議事項は次のとおりとし、出席会員の過半数をもって議決する。

- (1) 事業計画の立案、事業報告の承認に関すること。
- (2) 予算の立案、決算の承認に関すること。
- (3) 会長の選出
- (4) 理事承認
- (5) 会計監査の選出
- (6) 本会則及び内規の制定、改廃
- (7) その他会の運営に関する重要な事項

第4章 役 員

第9条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|----------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名以内 |
| (3) 理事 | 5名以上 |
| (4) 会計監査 | 2名 |

(顧問)

第10条 元会長は終身、顧問とする。

- 2 本会会員のうちから理事会の推薦により、総会で委嘱する。
- 3 顧問は、理事会が指名し諮問があった場合は、理事会に出席して意見を述べるることができる。

(会長)

第11条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

(副会長)

第12条 副会長は、会長を補佐し、会長が業務遂行困難な場合、その業務を代行する。

(理事)

第13条 理事は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。

(会計監査)

第14条 会計監査は、本会の会計を定期的に監査し、総会に報告する他、随時本会の会計を監査することができる。

(任期)

第15条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

第5章 理事会

第16条 理事会は、会長、副会長、及び理事をもって組織し、必要ある度に会長が招集する。

2 理事会は、本会の業務を執行するほか、日常的軽易な事項を議決する。

(事務局)

第17条 理事会内に事務局を置く。

2 事務局は、本会の企画、広報、庶務、会計等の業務を処理し、理事の互選により選任された理事が担当する。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、9月1日に始まり翌年8月31日に終了する。

(予算)

第19条 予算は、理事会で作成し、総会の議決を経て決定する。

(決算)

第20条 決算は、少なくとも年1回、会計監査の報告とともに総会に報告し、その承認を受けなければならない。

第6章 会費及び入会金

(会費)

第21条 会費は、次のとおりとする。

会員 年額 5,000円

2 会員は、次年度会費を10月末日までに納入しなければならない。

3 3年間会費未納の者は退会と見做す。第6条2項による再入会は認めらる。

(入会金)

第22条 入会金は次のとおりとし、入会と同時に納入しなければならない。
入会金 1,000円

第7章 雑 則

(会則の改正)

第23条 本会則は、総会の過半数の議決により改正することができる。

(細則、内規)

第24条 本会則のほか、必要により、細則及び内規を定めることができる。
2 細則及び内規の制定改廃は、本会則の手續に準ずる。

付 則

本会則は、2008年10月24日から施行する。

2013年10月1日「会計年度」改訂

東京スキーマスターズ内規

慶弔金規程

本内規は、当会から支出する慶弔金の支出する対象及び金額について定めることを目的とする。

支出する対象は当会在籍1年以上の会員であって、次の場合に支出する。

- 1 会員の死亡
- 2 その他

第1条 支出する内容の決定方法は次のとおりとする。

- 1 会長が副会長と協議のうえ決定し、後日その結果を理事会に報告する。

第2条 慶弔金の支出は、事実の発生した時から生じ、原則として2ヶ月以内とする。

ただし、当会がこの事実を知り得た時は、当人またはその家族からの請求を待たずに支出することができる。

付 則

規定は、2008年10月24日から施行する。